

第117期定時株主総会 招 集 ご 通 知

日
時

平成29年6月21日（水曜日）
午前10時

場
所

東京都品川区大崎二丁目1番1号
ThinkPark Tower（シンクパークタワー）24階
日本バルカー工業株式会社 本社大会議室

目 次

第117期株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	23
計算書類	26
監査報告	29
株主総会参考書類	33



日本バルカー工業株式会社

(証券コード7995)

平成29年6月1日

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目1番1号

日本バルカー工業株式會社

代表取締役社長 瀧澤 利 一

第117期 定時株主總會招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠に有難く厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117期定時株主總會を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主總會参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月20日（火曜日）午後5時35分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月21日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都品川区大崎二丁目1番1号
ThinkPark Tower（シンクパークタワー）24階
日本バルカー工業株式会社 本社大会議室

3. 會議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第117期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第117期（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱いいたします。
- (2) 当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

5. インターネット開示についてのご案内

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.valqua.co.jp>) に掲載いたしておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役および会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

以 上

-
- ① 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ② 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類について修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.valqua.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

[添付書類]

事業報告

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 営業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費に伸び悩みが見られたものの、期末にかけて輸出が拡大したこと等により、企業の生産活動は緩やかな回復を示しました。一方、海外経済は、米国での企業業績および個人消費ともに堅調に推移いたしましたが、中国をはじめとする新興国の景気減速、各地域における地政学的問題が悪影響を及ぼし、全体として明らかな回復を示すまでには至りませんでした。

このような事業環境下において当社グループは、第7次中期経営計画「New Valqua Stage Seven」(NV・S7)のもと、製品とサービスにおける質の向上を図るとともに、事業のあらゆる面における効率化と「選択と集中」を推進するなど、新たな企業価値の創造に向けた活動に注力いたしました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の連結経営成績につきましては、売上高は436億4千万円(前年同期比6.1%増)、営業利益は40億6千5百万円(前年同期比30.1%増)、経常利益は39億2千9百万円(前年同期比28.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、23億4千8百万円(前年同期比34.0%増)となりました。

② 企業集団の事業部門別の営業の概況

当社グループの事業部門別売上状況は次のとおりであります。

区 分	売 上 高			
	当連結会計年度	前連結会計年度	増 減 額	増 減 率
	百万円	百万円	百万円	%
シ ー ル 製 品 事 業	28,618	28,013	605	2.2
機 能 樹 脂 製 品 事 業	11,550	10,217	1,333	13.1
そ の 他 事 業	3,470	2,889	580	20.1
合 計	43,640	41,120	2,519	6.1

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、完工ベースで13億2千4百万円でありました。主として生産能力の増強、合理化、研究開発のための設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

平成28年12月に、無担保社債17億円を発行いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

更なる業績の拡大をはかるため、N I S S H I N G U L F C O A S T, I n c. (現 バルカーエヌジーシーインク) の株式の過半数を取得し、連結子会社といたしました。

(8) 対処すべき課題

国内では、設備投資はやや慎重な動きながらも、雇用状況は好調に推移し、個人消費に回復の兆しが見られるなど、景気は緩やかな回復傾向と認識しております。海外では、米国など一部の地域に景気の明るさが見えるものの、中国など新興国の景気は減速傾向であり、為替動向や地政学的リスクなど不透明な要素が多く存在していると認識しております。

このような事業環境の見通しを基に、当社グループは最終年度となる第7次中期経営計画「New Valqua Stage Seven」(N V ・ S 7) による「創業90周年に向けて『THE VALQUA WAY』のもと『選択と集中』によるさらなる成長力の強化」をスローガンに、

1. 顧客価値の最大化につながる「H & S (ハード&サービス) 企業」への脱皮
2. スクラップ&ビルドによるQ C D S の飛躍的向上
3. 多様化するグローバルリスクへのマネジメントの強化
4. 競争力向上のための人材開発とその活用 ―ダイバーシティの推進―

という経営基本方針に基づき、次なる成長に向けた取組みをしております。

<事業展開について>

シール製品事業につきましては、生産拠点の再配置や営業拠点の拡充により製販技の連携を強化し、Q C D Sを向上させてまいります。さらに顧客へのシールエンジニアリングによる新たな価値、ソリューション、安心・安全を提供し、顧客と信頼関係を継続的に高め、収益基盤の確立とともにグローバルに販売力の強化を図ってまいります。

機能樹脂製品事業につきましては、生産拠点の拡充や原料・加工メーカー等との連携強化により、中国市場など海外市場において、ふっ素樹脂をはじめとする製品の充実と拡大を図ってまいります。

その他事業につきましては、“N V ・ S 7”の基本方針である「選択と集中」のもと、収益性の向上を図ってまいります。また、今まで培ってきた「コア技術」につきましては、既存事業の関連分野を中心に用途展開を図ってまいります。

海外における事業展開につきましては、マーケティングに基づく地域毎の特性を踏まえた施策の充実、新市場への参入、サプライチェーンの再構築と強化により、事業拡大を図ってまいります。

<グローバルC S Rの推進と人材開発の強化>

当社グループにおけるC S Rとは、企業理念である「THE VALQUA WAY」を具現化する事業活動そのものであり、社会の様々な期待に応えるべく独自のコンセプトに基づいてC S R活動を推進しております。“N V ・ S 7”でも引き続きグローバルな視点でのC S R意識の向上を図り、世界中のステークホルダーに貢献できる活動を展開してまいります。

人材開発につきましては、次なる成長に向けて貢献しうる人材を確保・育成すべく、グローバル人材・自燃型人材を基盤とした「ダイバーシティの推進」に積極的に取組んでまいります。

“N V ・ S 7”の推進にあたりましては、成長戦略の進捗状況を踏まえ、環境変化への迅速な対応とリスクマネジメントを行いながら、戦略の完遂に向けて、グループ一丸となって果敢に挑戦してまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成25年度 (第114期)	平成26年度 (第115期)	平成27年度 (第116期)	平成28年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	39,407	40,021	41,120	43,640
経常利益(百万円)	2,299	3,087	3,058	3,929
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,356	1,803	1,752	2,348
1株当たり当期純利益(円)	76.79	102.05	99.19	132.93
総資産(百万円)	42,181	43,669	43,258	46,651
純資産(百万円)	27,660	28,860	28,504	30,849
1株当たり純資産額(円)	1,476.86	1,559.29	1,536.90	1,657.08

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出表示しております。
3. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出表示しております。
4. 平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、第114期の期首に当該株式併合が行なわれたと仮定し、算定しております。
5. 第115期は、第6次中期経営計画に掲げた諸戦略を着実に実行し、収益力の向上に注力したことにより、増収増益となりました。
6. 第116期は、海外売上高が増加したものの、事業構造改善費用等を計上したため減益となりました。
7. 当連結会計年度における状況につきましては、前記(1)の「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 バ ル カ ー テ ク ノ	30百 万 円	100%	各 事 業 に お け る 製 品 の 販 売
バ ル カ ー セ イ キ 株 式 会 社	300百 万 円	100%	シ ー ル 製 品 の 製 造 お よ び 販 売
株 式 会 社 バ ル カ ー シ ー ル ソ リ ュ ー シ ョ ン ズ	90百 万 円	100%	シ ー ル 製 品 の 製 造
株 式 会 社 バ ル カ ー エ ス イ ー エ ス	30百 万 円	100%	各 事 業 に お け る 製 品 の 販 売
九 州 バ ル カ ー 株 式 会 社	30百 万 円	100%	シ ー ル 製 品 の 製 造 お よ び 太 陽 光 発 電 事 業
株 式 会 社 バ ル カ ー エ ラ ス ト マ ー	25百 万 円	100%	シ ー ル 製 品 の 製 造
バ ル カ ー ・ イ イ ダ テ ク ノ ロ ジ ー 株 式 会 社	33百 万 円	55.8%	シ ー ル 製 品 お よ び 機 能 樹 脂 製 品 の 製 造
株 式 会 社 バ ル カ ー ・ エ フ エ フ テ ィ	472百 万 円	83.6%	シ リ コ ン ウ ェ ハ ー の リ サ イ ク ル お よ び 販 売
バ ル カ ー シ ー ル (上 海) 有 限 公 司	1,900百 万 円	100%	シ ー ル 製 品 の 製 造
バ ル カ ー イ ン ダ ス ト リ ー ズ (タ イ ラ ン ド) リ ミ テ ッ ド	126百 万 バ ー ツ	95.3%	シ ー ル 製 品 の 製 造 お よ び 各 事 業 に お け る 製 品 の 販 売
上 海 バ ル カ ー ふ っ 素 樹 脂 製 品 有 限 公 司	1,100百 万 円	70%	機 能 樹 脂 製 品 の 製 造 お よ び 販 売
台 湾 バ ル カ ー 国 際 股 份 有 限 公 司	11百 万 台 湾 ド ル	100%	シ ー ル 製 品 お よ び 機 能 樹 脂 製 品 の 製 造 と 各 事 業 に お け る 製 品 の 販 売
バ ル カ ー ベ ト ナ ム カ ン パ ニ ー リ ミ テ ッ ド	3,000千 米 ド ル	100%	シ ー ル 製 品 の 製 造 お よ び 各 事 業 に お け る 製 品 の 販 売
バ ル カ ー エ ヌ ジ ー シ ー イ ン ク	2,437千 米 ド ル	80.0%	ふ っ 素 樹 脂 製 品 の 製 造 お よ び 販 売
バ ル カ ー ア メ リ カ イ ン ク	1,260千 米 ド ル	100%	各 事 業 に お け る 製 品 の 販 売
バ ル カ ー コ リ ア カ ン パ ニ ー リ ミ テ ッ ド	10,859百 万 韓 国 圀 元	100%	シ ー ル 製 品 の 製 造 お よ び 各 事 業 に お け る 製 品 の 販 売
バ ル カ ー (上 海) 貿 易 有 限 公 司	1,655千 人 民 元	100%	各 事 業 に お け る 製 品 の 販 売

- (注) 1. 平成29年3月31日現在の当社の連結子会社は、上記を含め20社であります。
2. 平成28年11月24日付で、バルカーシール（上海）有限公司は増資をいたしました。これにより、バルカーシール（上海）有限公司の資本金は、1,900百万円（前期末1,400百万円）となりました。
3. 平成29年2月27日付で、バルカーエヌジーシーインクの株式を過半数を取得し、同社を連結子会社といたしました。
4. 当社の子会社であるバルカー・イイダテクノロジー株式会社およびバルカーセイキ株式会社は平成29年6月29日を効力発生日として、バルカー・イイダテクノロジー株式会社を存続会社、バルカーセイキ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う予定です。

(11) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

セグメント		主要製品・事業内容
事業部門	製品区分	
シール製品事業	プラント・機器関連製品	機器・配管用ガスケット グランドパッキン
	エラストマー製品	各種ゴムシート・成形品（Ｏリング等） ウレタン射出・押出成形品
	自動車部品	オートマチックトランスミッション用ガスケット ワイヤーハーネス用ゴム成形品
	その他シール製品	金属ベローズ シール補助材
機能樹脂製品事業	機能樹脂製品	ふっ素樹脂素材（シート・ロッド等） ふっ素樹脂成形品 ふっ素樹脂フィルム・テープ ふっ素樹脂ライニング製品
その他事業	その他製品	シリコンウエハーリサイクル ＬＥＤ照明 太陽光発電

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

(12) 主要な営業所および工場 (平成29年3月31日現在)

<国内>

会 社 名	名 称	所 在 地
日 本 バ ル カ ー 工 業 株 式 会 社	本 社	東 京 都 品 川 区
	M・R・Tセンター	東 京 都 町 田 市
	大 阪 事 業 所	大 阪 府 大 阪 市
	名 古 屋 営 業 所	愛 知 県 名 古 屋 市
	北 九 州 営 業 所	福 岡 県 北 九 州 市
株 式 会 社 バ ル カ ー テ ク ノ	本 社	東 京 都 品 川 区
バ ル カ ー セ イ キ 株 式 会 社	本 社	愛 知 県 新 城 市
株式会社バルカー シール ソリューションズ	本 社	奈 良 県 五 條 市
株 式 会 社 バ ル カ ー エ ス イ ー エ ス	本 社	千 葉 県 市 原 市
九 州 バ ル カ ー 株 式 会 社	本 社	福 岡 県 飯 塚 市
株 式 会 社 バ ル カ ー エ ラ ス ト マ ー	本 社	福 島 県 東 白 川 郡 棚 倉 町
バルカー・イイダテクノロジーズ株式会社	本 社	大 阪 府 八 尾 市
株 式 会 社 バ ル カ ー ・ エ フ エ フ テ ィ	本 社	東 京 都 品 川 区

(注) 当社の子会社であるバルカー・イイダテクノロジーズ株式会社およびバルカーセイキ株式会社は平成29年6月29日を効力発生日として、バルカー・イイダテクノロジーズ株式会社を存続会社、バルカーセイキ株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う予定です。

<海外>

会 社 名	国 名	所 在 地
バ ル カ ー シ ー ル (上 海) 有 限 公 司	中 国	上 海
バルカーインダストリーズ (タイランド) リミテッド	タ イ	サ ム ッ ト プ ラ カ ン
上海バルカーふっ素樹脂製品有限公司	中 国	上 海
台 湾 バ ル カ ー 国 際 股 份 有 限 公 司	台 湾	高 雄
バルカーベトナムカンパニーリミテッド	ベ ト ナ ム	ハ イ ズ ン 省
バ ル カ ー エ ヌ ジ ー シ ー イ ン ク	米 国	テ キ サ ス 州 ヒ ュ ー ス ト ン
バ ル カ ー ア メ リ カ イ ン ク	米 国	カ リ フ ォ ル ニ ア 州 サ ン タ ク ラ
バルカーコリアカンパニーリミテッド	韓 国	ソ ウ ル
バ ル カ ー (上 海) 貿 易 有 限 公 司	中 国	上 海

(注) 平成29年2月27日付で、バルカーエヌジーシーインクの株式を過半数を取得し、同社を連結子会社といたしました。

(13) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末増減
1,691名（211名）	206名増（6名減）

（注）従業員数は当社グループから当社グループ以外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
424名（79名）	3名減（6名増）	44.6歳	17.0年

（注）従業員数は当社から当社以外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均雇用人員を外書きで記載しております。

(14) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,304 百万円
三井住友信託銀行株式会社	549
株式会社三重銀行	400
株式会社みずほ銀行	301
株式会社群馬銀行	150
株式会社日本政策金融公庫	106
三井住友銀行（中国）有限公司	102

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 68,000,000株

(2) 発行済株式の総数 18,688,733株

(注) 平成28年10月1日付を効力発生日として当社普通株式について5株を1株とする株式併合を行うとともに、売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

(3) 株主数 10,718名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	839 ^{千株}	4.75 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	598	3.39
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	537	3.04
日 本 バ ル カ ー 東 京 共 栄 会	467	2.65
CLEARSTREAM BANKING S.A.	460	2.60
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	400	2.26
瀧 澤 利 一	341	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	299	1.70
ダ イ キ ン 工 業 株 式 会 社	285	1.61
GOVERNMENT OF NORWAY	256	1.45

(注) 当社は、自己株式1,018千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	瀧 澤 利 一	C E O
専 務 取 締 役	黒 川 清 敬	
取 締 役	加 藤 慶 治	C C O 専務執行役員
取 締 役	清 川 佑 二	特定非営利活動法人 日中産学官交流機構 理事長
取 締 役	関 忠 行	伊藤忠商事株式会社 理事 株式会社パルコ 社外取締役
常 勤 監 査 役	林 遙	
監 査 役	中 根 堅 次 郎	至誠清新監査法人 代表社員 公認会計士 至誠清新税理士法人 代表社員 日機装株式会社 社外取締役
監 査 役	八 戸 孝 彦	八戸法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 清川佑二氏および関 忠行氏は、社外取締役であります。また、中根堅次郎氏および八戸孝彦氏は、社外監査役であります。
2. 監査役中根堅次郎氏は、公認会計士の資格を有しており、企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役八戸孝彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業の法務、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役清川佑二氏および同関 忠行氏ならびに監査役中根堅次郎氏および同八戸孝彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役清川佑二氏および同関 忠行氏ならびに社外監査役中根堅次郎氏および同八戸孝彦氏は、当社と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任額は法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5 名 (2 名)	211百万円 (23百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (3 名)	43百万円 (21百万円)
合 計 (うち社外役員)	10 名 (5 名)	255百万円 (45百万円)

- (注) 1. 平成18年6月20日開催の第106期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額300百万円以内、監査役の報酬限度額を年額70百万円以内とする旨の決議をいただいております。
2. 上記には、平成28年6月21日開催の第116期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役2名(うち社外監査役1名)を含んでおります。
3. 上記のほか、退任監査役1名に対し、4百万円の退職慰労金を支払っております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

取締役の清川佑二氏は特定非営利活動法人日中産学官交流機構の理事長を兼任しております。当社は特定非営利活動法人日中産学官交流機構との間には特記すべき事項はありません。

取締役の関 忠行氏は伊藤忠商事株式会社の理事を兼任しております。当社は伊藤忠商事株式会社との間には特記すべき事項はありません。また、株式会社パルコの社外取締役を兼任しております。当社は株式会社パルコとの間には取引関係はありません。

監査役の中根堅次郎氏は公認会計士であり、至誠清新監査法人および至誠清新税理士法人の代表社員であります。当社はこの2法人との間には取引関係はありません。また、日機装株式会社の社外取締役を兼任しております。当社は日機装株式会社との間には取引関係はありません。

監査役の八戸孝彦氏は八戸法律事務所の代表弁護士であります。当社は八戸法律事務所との間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
社外取締役	清 川 佑 二	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役	関 忠 行	当期における主な活動状況といたしましては、平成28年6月21日就任後開催されました取締役会11回すべてに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	中 根 堅 次 郎	当期における主な活動状況といたしましては、開催されました取締役会14回、監査役会14回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外監査役	八 戸 孝 彦	当期における主な活動状況といたしましては、平成28年6月21日就任後開催されました取締役会11回、監査役会11回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬 39百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

39百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士(または監査法人)の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)

③ 処分理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した「内部統制システムに関する基本的な考え方」は以下のとおりであります。（最終改定：平成27年4月22日）

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス遵守を普遍的な最重要課題とし、基本方針「THE VALQUA WAY」のなかで、従うべき理念である「正堂堂と」を、さらに行動指針としての「コンプライアンス遵守と誠実な行動」を宣言し、グループの全従業員に周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを制定・配布するとともに、コンプライアンス委員会を中心としたグループコンプライアンス体制を確立し、同体制下、各種法規制等に対応する諸規程の整備、研修、訓練等を実施する。

具体的には、平成19年1月1日にコンプライアンスに関する事項を統括する役員として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を設置し、CCOは、定期的にグループ全体のコンプライアンスに関する状況をコンプライアンス委員会に報告する。

コンプライアンス体制の確立を実効あらしめるためグループ内監査体制を強化し、監査役は、監査役監査基準に基づき取締役および従業員の職務執行について監査を行うものとし、内部監査部門として、他の部門から独立した内部監査室を設置する。また、コンプライアンスに関する相談・通報を受け付けるグループ内部通報制度を設ける。

反社会的勢力排除について、当社はコンプライアンス・マニュアルにおいて遵法精神と確固たる倫理観のもと、「反社会的勢力との対決」を宣言し、毅然とした態度で、反社会的勢力との一切の関係遮断を図り、公正かつ透明性のある企業活動に徹する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

社内における文書の作成、保管、保存等については原則として文書管理規程に基づき実施されることとし、特に、取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、常務会議事録、その他各種委員会等議事録等については、それぞれ所管部署において定められた手続等に従い適正に保存、管理体制をとるものとする。また稟議書、各種申請書類等職務執行の記録を記した書類等についても、これらに準じた保存、管理体制を構築する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グローバルにグループ全体でリスク管理体制の構築に努めるものとする。特に災害、環境、品質、輸出管理等に係るリスクについては、それぞれ所管する部署において、規程、マニュアル等を制定・整備し、リスクの顕在化を防止するとともに、万一リスクが顕在化した場合に損失を最小化するための施策を予め講ずるものとする。また、非常事態における業務継続、復旧のための基本対応手順・対策を事前に定めるとともに、かかる事態を速やかに上級職位ならびに関係者に通報する体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会をグループ全体の企業価値向上を図るための意思決定および執行役員によりなされる業務執行の監督機関として位置付け、取締役会が決定した経営方針・戦略に従って執行役員が業務を執行する執行役員制度を採用するものとする。取締役は、執行役員会等重要な会議に出席し、執行役員の業務執行について助言・監督する。取締役、執行役員および従業員の職務分掌・権限は、経営基本規程、職務権限規程、業務分掌規程等社内規程において明定するとともに、それら規程に基づき常に業務の効率化を図るものとする。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記①から④の各項目については、グループ各社に適用されることを基本とし、グループ内の情報交換、人事交流等連携体制を強化することにより統制の実効性を高める。また、コンプライアンスおよびリスク管理を統一的かつ効率的に実施するためグループ内監査体制を確立する。さらに、グループ内取引については、法令、社内規程等に従い、適切に処理される体制を確立する。

(ア) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

グループ全体の業務の確実かつ効率的な執行と運用を図ることを目的として制定された子会社管理規程に基づき、子会社は定期的に開催される取締役会や幹部会議の内容を当社に報告し、必要に応じて当社決裁手続を経る体制を確立する。

(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループリスク管理体制のもと整備された、リスク管理に関連する規程・マニュアル等に基づき、子会社はリスクの顕在化を防止するとともに、万一リスクが顕在化した場合に損失を最小化するための施策を予め講ずるものとする。また、子会社は非常事態における業務継続、復旧のための基本対応手順・対策を事前に定め、かかる事態が生じた場合には速やかに当社に報告し、直ちに対策をとる体制とする。

(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ中期経営計画を策定し、グループ各社およびその役員および従業員はそれに基づいて職務を執行する効率的かつ確実な執行体制を確立する。また財務的側面では、グループファイナンスの最適化のため、資金の集中・一元管理を行う。

(エ) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、①に記載するグループコンプライアンス体制を構築し、子会社は同体制のもとコンプライアンス・マニュアルをはじめとするコンプライアンス関連規程を遵守する。また、当社は、同体制の一環として、グループコンプライアンス研修、訓練等を子会社に対し適宜実施する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役と監査役との協議のうえ、補助使用人を置く。その場合当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人に対する業務指示は監査役が直接行い、異動等の人事権に関する事項の決定には監査役の同意を要するものとする。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、ならびに報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、常務会、執行役員会等重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等の閲覧等により、取締役および執行役員の業務執行につき監査を行うとともに、定期的に監査役会を開催し相互の情報交換を行うものとする。また、取締役、執行役員および従業員から、監査役に対してタイムリーかつ必要な情報が提供される体制を構築する。なお、当該情報提供を実効あらしめるため、グループ内部通報制度には、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を制度上明定する。

- ⑧ 子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

子会社の取締役会・幹部会議の内容、および当社の内部監査部門が行うグループ内部監査の結果が、監査役に報告される体制を確立する。また、子会社の役員および従業員から、監査役に対してタイムリーかつ必要な情報が提供される体制を構築する。なお、同体制の一部を担うグループ内部通報制度はグループ内すべての従業員を対象とし、通報者に対する不利益な取扱いの禁止も同様に適用する。

- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行において必要とする費用については予め予算計上する。また、緊急、臨時に支出した費用は事後において会社に償還請求できる旨を監査役監査基準に定め、適正に運用する体制とする。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会への出席に加え、必要に応じて代表取締役との意見交換を行うとともに、会計監査人ならびに内部監査室と定期的に意見交換を行う。また、監査役が当社の取締役、執行役員および従業員、ならびに子会社の役員および従業員に対してヒヤリングする機会を確保する。

- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法に基づいて、財務報告に係る内部統制を構築し、その評価および報告を適切に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する体制を整備し運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに対する取組みの状況

当社グループの従業員に向けて、定期的にコンプライアンス研修、その他テーマ毎の研修等を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。また、グループ内部通報制度については、コンプライアンスに関する相談・通報の窓口ならびに通報者が不利益を受けない旨を当社グループの従業員に対して継続的に周知しております。なお、グループ全体のコンプライアンスに関する取組みの状況はＣＣＯが代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会に報告しております。

② 情報の保存および管理に対する取組みの状況

当社グループは、取締役会その他重要会議の議事録および稟議書、各種申請書類等の業務執行に関する文書を、文書管理規程その他関連する規程に従い所管部署において保存管理しており、その状況については定期的な監査等のモニタリングにより適正性を確認しております。

③ 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループは、危機管理規程に基づくリスク管理を行っております。具体的には、業務リスク管理体制プロジェクトにおいて、四半期毎に洗い出されたリスクへの対処を含めた進捗管理を行っております。また、非常事態における緊急連絡体制の運用については、定期的に訓練を行い、その実効性を確認しております。

④ 業務執行の適正性および効率性に対する取組みの状況

当社グループは、取締役会もしくは常務会において中期経営計画・経営方針・戦略を決定し、執行役員はそれらに従って適正かつ効率的に業務を執行しております。取締役は、毎月開催される執行役員会および定期的開催される戦略別・地域別レビュー等を通じてその執行状況を確認し、助言・監督を行っております。また、個々の業務執行については、取締役会規則、常務会規則、子会社管理規程等に基づいて必要な決裁を受けており手続き的な適正も確保されております。なお、財務的側面においては、キャッシュマネジメントサービスの運営規則に基づきグループファイナンスの最適化のための管理を行っております。

⑤ 監査役の職務の執行に対する取組みの状況

監査役は、取締役会その他重要会議への出席のほか、取締役、執行役員および重要な当社グループの従業員との面談を適宜行い、情報交換および、助言・監督を行いました。また、当社の内部監査部門が行うグループ内部監査の結果について報告を受け、追加監査を指示しその結果報告を受けるなどしております。さらに、会計監査人および内部監査室と意見交換を定期的に行い、必要に応じて代表取締役との意見交換を行っております。

⑥ 財務報告の適正性の確保に対する取組みの状況

財務報告の適正性については内部統制委員会が内部統制評価結果報告書を入手し、結果説明を受け、財務報告の適正性と信頼性が確保されていることを確認しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社取締役会は、大規模買付者により、財務および事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合に、当社の株式の売却に応ずるか否かは、最終的には株主の皆さまがこれを判断されるべきものと考えております。しかしながら、当該買付行為が真に当社の企業価値の向上に資するものであるかどうか、さらには、多くの株主の利益向上に繋がるものであるかを多数の株主の皆さまが判断されるためには、当該大規模買付者から当該買付行為について十分な情報が提供されるとともに、これを評価・検討するための一定の時間を確保することが大切であると認識し、「大規模買付行為への対応方針」を定めておくことが必要不可欠であると判断しております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、社名の由来でもある「Value & Quality」（価値と品質）をスローガンとして、創業以来、価値ある製品の研究・開発、信頼を生む品質の高い製品の提供に努力してまいりました。また、経営の基本方針である「THE VALQUA WAY」を制定するとともに、「価値の創造と品質の向上」を基本理念として、それを具現化する中期経営計画「New Valqua Stage One」（NV・S1）を平成12年度にスタートさせ、「New Valqua Stage Six」（NV・S6）まで、経営計画に掲げられた経営目標に向けての積極果敢な挑戦を行うとともに、変化する事業環境に機敏に対応することで、競争力強化を図ってまいりました。そして、平成27年度からは新たな3か年計画「New Valqua Stage Seven」（NV・S7）を策定し、リスクマネジメントを強化しつつ、当社の強みである技術力を核とした収益の極大化に向けた、新たな挑戦を試みております。

これまでの歴史に裏打ちされた技術力やブランド力は、多くの需要家をはじめとする関係者の間で高く評価されてまいりました。これら技術力やブランド力は、当社グループの重要な強みであるとともに、相互に有機的に関連した不可分のものであり、当社グループの企業価値の源泉となっているものであります。

③ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成27年6月17日開催の第115期定時株主総会において「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」といいます。）を株主の皆さまのご承認を経て継続いたしました。本定時株主総会終結の時をもって、有効期間が満了するため、平成29年5月12日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆さまのご承認を前提としたうえで本対応方針を継続することに決定いたしました。

具体的には、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしまして、大規模買付行為が行われる場合には、一定の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従っていただくこととし、これを遵守した場合およびしなかった場合につき、一定の対応方針を定めております。

当社の大規模買付ルールの詳細は、本招集ご通知の第3号議案の参考書類をご覧ください。

- ④ 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社のこれまでの諸施策ならびに中期経営計画である“NV・S7”は、当社の企業価値・株主共同の利益を組織的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであります。また、大規模買付ルールは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入され、その内容において客観性・透明性が担保される工夫がなされたものであります。したがって、いずれも当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、①に記載する基本方針に沿うものであります。

以 上

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(46,651)	(負 債 の 部)	(15,801)
流 動 資 産	25,026	流 動 負 債	11,632
現金及び預金	6,253	支払手形及び買掛金	5,920
受取手形及び売掛金	11,418	短期借入金	2,568
電子記録債権	1,278	1年内返済予定の長期借入金	189
商品及び製品	2,459	1年内償還予定の社債	170
仕掛品	380	リース債務	33
原材料及び貯蔵品	1,114	未払金	772
未収入金	1,490	未払法人税等	457
繰延税金資産	248	未払消費税等	170
その他	408	賞与引当金	404
貸倒引当金	△25	役員賞与引当金	55
固 定 資 産	21,602	そ の 他	890
有 形 固 定 資 産	13,597	固 定 負 債	4,168
建物及び構築物	5,550	社 債	1,860
機械装置及び運搬具	2,672	長期借入金	298
工具、器具及び備品	1,067	リース債務	74
土地	4,099	繰延税金負債	817
リース資産	109	退職給付に係る負債	769
建設仮勘定	99	長期未払金	166
無 形 固 定 資 産	1,103	そ の 他	183
の れ ん	553	(純 資 産 の 部)	(30,849)
ソフトウェア	247	株 主 資 本	27,316
リース資産	7	資 本 金	13,957
その他	294	資 本 剰 余 金	4,167
投資その他の資産	6,901	利 益 剰 余 金	10,567
投資有価証券	5,098	自 己 株 式	△1,376
繰延税金資産	110	その他の包括利益累計額	1,955
その他	1,721	その他有価証券評価差額金	1,988
貸倒引当金	△29	為 替 換 算 調 整 勘 定	214
繰 延 資 産	22	退職給付に係る調整累計額	△246
社 債 発 行 費	22	非 支 配 株 主 持 分	1,577
資 産 合 計	46,651	負 債 ・ 純 資 産 合 計	46,651

連結損益計算書

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目						金 額									
売上 販売 営業	上	上	原	高			43,640								
	売	上	総	価			28,344								
	販	費	及	利	益		15,296								
	営	業	一	般	管	理	11,230								
	業	外	収	入	金		4,065								
	受	取	利	息	及	配	当	73							
	設	備	賃	貸	収	入	金	109							
	持	分	法	に	よ	る	投	資	利	益	37				
	匿	名	組	合	投	資	利	益	24						
	助	成	金	の	収	入	他	1							
営業							58	304							
	業	外	費	用											
	支	手	払	利	息	損	用	78							
	設	形	売	却	費			29							
	為	備	賃	貸	差			153							
	そ	替	の					138							
	経							39	440						
	特	別	常	利	益					3,929					
	固	定	資	産	売	却	益	29							
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	68					
特	負	の	の	れ	ん	発	生	益	63	161					
	特	別	損	失											
	固	定	資	産	売	却	損	0							
	固	定	資	産	廃	棄	損	8							
	固	定	資	産	減	損	損	285							
	石	綿	疾	病	補	償	金	30	324						
	税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益	3,767			
	法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	974		
	法	人	税	等	調	整	額	234	1,209						
	当	期	純	利	益				2,558						
非	支	配	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益	209
親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益	2,348

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年 4 月 1 日残高	13,957	4,167	9,279	△1,373	26,031
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,060		△1,060
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,348		2,348
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
持分法適用関連会社の 保有する親会社株式				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,288	△2	1,285
平成29年 3 月31日残高	13,957	4,167	10,567	△1,376	27,316

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 額	為 替 換 算 定 額	退 職 係 累 給 付 調 整 額	そ の 他 利 益 累 計 額		
平成28年 4 月 1 日残高	1,034	360	△274	1,120	1,352	28,504
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△1,060
親会社株主に帰属する 当期純利益						2,348
自 己 株 式 の 取 得						△2
持分法適用関連会社の 保有する親会社株式						△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	953	△146	27	834	225	1,059
連結会計年度中の変動額合計	953	△146	27	834	225	2,345
平成29年 3 月31日残高	1,988	214	△246	1,955	1,577	30,849

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資 産 の 部)		(38,989)	(負 債 の 部)		(14,282)
流 動 資 産		18,391	流 動 負 債		11,384
現金及び預金		4,502	支払手形		619
受取手形		972	買掛金		4,102
電子記録債権		1,210	短期借入金		1,800
商貯掛		6,578	1年内償還予定の社債		170
蔵		1,420	リース債		12
前払費用		5	未払金		12
繰延税金資産		216	未払法人税等		558
短期貸付金		100	未払消費税等		85
未収入金		971	未払費用		104
その他の引当金		2,415	預り金		51
倒産資産		0	賞与引当金		3,450
有形固定資産		△1	賞与引当金		242
建物		20,575	役員のその他の		55
構築物		6,405	固定負債		131
機械及び装置		2,246	社リース債		2,897
車両運搬具		32	長期未払金		1,860
工具、器具及び備品		232	繰延税金負債		14
土地		0	退職給付引当金		96
リース資産		510	長期預り保証金		737
無形固定資産		3,364	その他の		34
ソフトウェア		18	(純資産の部)		33
リース資産		308	株主資本		121
ソフトウエア		203	資本		(24,707)
リース資産		7	資本		22,722
電話加入権		17	資本		13,957
技術資産		80	資本		4,199
投資その他の資産		13,860	資本		4,197
投資有価証券		4,807	資本		1
関係会社出資		5,013	利益剰余金		5,936
長期貸付金		2,196	その他の利益剰余金		5,936
敷金・保証金		717	繰越利益剰余金		5,936
破産更生債権		867	自己株式		△1,370
前払年の引当金		1	評価・換算差額等		1,984
繰延税金資産		183	その他の有価証券評価差額金		1,984
倒産債		75			
社債発行費		△1			
		22			
		22			
資 産 合 計		38,989	負 債 ・ 純 資 産 合 計		38,989

招集ご通知

事業報告

計算書類

監查報告

株主總會參考書類

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	30,435
売 上 原 価	21,672
売 上 総 利 益	8,762
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,566
営 業 利 益	196
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,820
そ の 他	303
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	64
そ の 他	380
経 常 利 益	1,875
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	1
投 資 有 価 証 券 売 却 益	44
特 別 損 失	
固 定 資 産 廃 棄 損	6
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	910
石 綿 疾 病 補 償 金	15
税 引 前 当 期 純 利 益	989
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△183
法 人 税 等 調 整 額	315
当 期 純 利 益	856

株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
平成28年 4 月 1 日残高	13,957	4,197	1	4,199	6,139	6,139	△1,367
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					△1,060	△1,060	△1,060
当 期 純 利 益					856	856	856
自己株式の取得							△2
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△203	△203	△2
平成29年 3 月31日残高	13,957	4,197	1	4,199	5,936	5,936	△1,370

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成28年 4 月 1 日残高	1,033	1,033	23,962
事業年度中の変動額			
剰 余 金 の 配 当			△1,060
当 期 純 利 益			856
自己株式の取得			△2
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	950	950	950
事業年度中の変動額合計	950	950	744
平成29年 3 月31日残高	1,984	1,984	24,707

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

日本バルカー工業株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 阿 部 純 也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 跡 部 尚 志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本バルカー工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本バルカー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月8日

日本バルカー工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿部純也	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部尚志	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本バルカー工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同条同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131号各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

日本バルカー工業株式会社 監査役会

常勤監査役 林 遙 ㊟

社外監査役 中 根 堅次郎 ㊟

社外監査役 八 戸 孝彦 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当社は、平成29年1月に創業90周年を迎えたことから、これまで長期にわたり当社を支えていただいた株主の皆さまへの謝意を込めまして、普通配当30円に記念配当15円を加え、当期の期末配当を次のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金45円

(普通配当30円、創業90周年記念配当15円)

総額 795,155,310円

(注) 当社は、平成28年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。平成28年9月30日を基準日とした中間配当(1株につき6円)を株式併合実施後に換算すると、1株当たり30円となりますので、当期の年間配当金は1株当たり75円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月22日

第2号議案 取締役5名選任の件

現任取締役5名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1	たき 龍 さわ 澤 とし 利 かず 一 (昭和35年10月24日生)	昭和59年 4 月 大成建設株式会社入社 昭和62年 4 月 当社入社 平成 3 年 4 月 伊藤忠商事株式会社出向 平成 7 年 6 月 当社取締役 平成 8 年 6 月 当社常務取締役 平成 8 年10月 当社取締役副社長（代表取締役） 平成 8 年11月 当社取締役社長（代表取締役） 平成15年 6 月 当社取締役社長兼CEO(代表取締役) (現任) 【選任理由】 当社の代表取締役社長として優れた経営手腕を発揮しており、今後も引き続き取締役として当社の経営全般に対して適切な監督を行い、持続的な企業価値の向上に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	341,468株
2	くろ 黒 かわ 川 きよ 清 たか 敬 (昭和22年 2 月17日生)	昭和44年 4 月 株式会社住友銀行入行 平成11年 5 月 当社顧問 平成11年 6 月 当社常務取締役 平成13年 6 月 当社専務取締役（現任） 【選任理由】 当社の専務取締役として経営を牽引し、経営の重要事項に対する的確な指摘を通じて取締役会の機能強化に貢献し、今後も引き続き取締役として持続的な企業価値の向上に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	64,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
3	やま ね けい 山 根 啓 (昭和34年11月20日生)	昭和58年 4 月 通商産業省入省 平成21年10月 大臣官房政策評価広報課長 平成24年 8 月 内閣官房知的財産戦略推進事務局次長 平成26年10月 当社入社 平成27年 1 月 当社常務執行役員経営企画担当 平成29年 4 月 当社専務執行役員経営管理・IR室担当（現任） 【選任理由】 政府機関における豊富な経験と高い見識を有しており、現在当社の管理部門等の幅広い業務に携わっていることから、当社の持続的な企業価値の向上に寄与できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	1,300株
4	せき ただ ゆき 関 忠 行 (昭和24年12月 7 日生)	平成21年 6 月 伊藤忠商事株式会社代表取締役常務取締役 平成26年 4 月 同社代表取締役副社長執行役員 社長補佐 C F O ・ C A O 平成28年 5 月 株式会社パルコ社外取締役（現任） 平成28年 6 月 当社社外取締役（現任） 平成29年 3 月 伊藤忠商事株式会社理事（現任） 【選任理由】 豊富なビジネス経験と企業経営に関する高い見識をもとに、当社の経営全般についての的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。	0株

候補者番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	三木 緑 (昭和29年 5 月7日生)	昭和51年 4 月 B A S F ジャパン株式会社入社 平成 3 年 6 月 三木産業株式会社取締役 平成12年 6 月 同社代表取締役社長（現任） 平成27年 3 月 公益社団法人三木文庫理事長（現任） 【選任理由】 三木産業株式会社の代表取締役社長を務めており、長年にわたる経営のトップとしての豊富な経験から、当社の経営全般についての的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 関 忠行氏および三木 緑氏は、社外取締役候補者であります。両氏を社外取締役候補者とした理由および職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、上記の【選任理由】に記載のとおりであります。
3. 当社は、関 忠行氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、三木 緑氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 関 忠行氏は、現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって1年になります。
6. 当社は社外取締役候補者である関 忠行氏との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となっており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を再度締結する予定であります。
7. 当社は社外取締役候補者である三木 緑氏が就任した場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額を予定しております。
8. 上記の他に記載すべき事項はありません。

第3号議案 大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の件

当社は、平成27年6月17日開催の第115期定時株主総会において、「大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本対応方針」といいます。）の継続につき株主の皆さまのご承認をいただいておりますが、本対応方針の有効期限は本定時株主総会終結の時までとされております。

現在、当社は、大規模買付行為が開始される具体的な脅威に晒されているわけではありませんが、今後の情勢変化等を勘案し、企業価値・株主価値向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討した結果、平成29年5月12日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本定時株主総会における株主の皆さまのご承認を前提としたうえで本対応方針を継続することに決定いたしました。

なお、本対応方針の継続を決定した取締役会には社外監査役2名を含む当社監査役3名が出席し、いずれの監査役も、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針に賛成する旨の意見を述べております。

本議案は、本対応方針の継続につきまして、株主の皆さまのご承認をお願いするものであります。主な修正点は、以下のとおりです。

- ① 対抗措置である新株予約権の無償割当てについて、発行する新株予約権の総数を、「2億個を上限として、当社取締役会が定める数」としていたところ、「当社取締役会が定める数」に変更いたしました。
- ② その他字句および表現等の修正をいたしました。

記

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、大規模買付者により、財務および事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合に、当社の株式の売却に應ずるか否かは、最終的には株主の皆さまがこれを判断されるべきものと考えております。しかしながら、当該買付行為が真に当社の企業価値の向上に資するものであるかどうか、さらには、多くの株主の利益向上に繋がるものであるかを多数の株主の皆さまが判断されるためには、当該大規模買付者から当該買付行為について十分な情報が提供されるとともに、これを評価・検討するための一定の時間を確保することが大切であると認識し、「大規模買付行為への対応方針」を定めておくことが必要不可欠であると判断しております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、社名の由来でもある「Value & Quality」（価値と品質）をスローガンとして、創業以来、価値ある製品の研究・開発、信頼を生む品質の高い製品の提供に努力してまいりました。また、経営の基本方針である「THE VALQUA WAY」を制定するとともに、「価値の創造と品質の向上」を基本理念として、それを具現化する中期経営計画「New Valqua Stage One」（NV・S 1）を平成12年度にスタートさせ、「New Valqua Stage Six」（NV・S 6）まで、経

営計画に掲げられた経営目標に向けての積極果敢な挑戦を行うとともに、変化する事業環境に機敏に対応することで、競争力強化を図ってまいりました。そして、平成27年度からは新たな3か年計画「New Valqua Stage Seven」(NV・S7)を策定し、リスクマネジメントを強化しつつ、当社の強みである技術力を核とした収益の極大化に向けた、新たな挑戦を試みております。

これまでの歴史に裏打ちされた技術力やブランド力は、多くの需要家をはじめとする関係者の間で高く評価されてまいりました。これら技術力やブランド力は、当社グループの重要な強みであるとともに、相互に有機的に関連した不可分のものであり、当社グループの企業価値の源泉となっているものであります。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、3.(2)で定義される大規模買付行為が行われる場合には、一定の合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従っていただくこととし、これを遵守した場合およびしなかった場合につき一定の対応方針を定めることをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

(1) 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が定める大規模買付ルールとは、

- ① 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、
 - ② 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、
- というものであります。

(2) 対象とする大規模買付行為

本基本方針における「大規模買付行為」とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付等、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付等をいいます。いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、大規模買付行為をする者を「大規模買付者」といいます。

注1：特定株主グループ

当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)または当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者とその共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)および特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

(3) 大規模買付者に対する情報提供の要請

大規模買付者が、大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役役宛てに、下記情報を含む大規模買付行為の概要を事前に通知し、大規模買付ルールに従いこれを行うことを要請するものであります。大規模買付者からの情報に不足がある場合には、当社取締役会は、当社株主の判断および当社取締役会の意見形成のために、大規模買付者から情報を受け取った日から10営業日以内に、不足する情報の提供を求めることがあります。なお、大規模買付者からの情報の提供は日本語で行うものとします。

- ① 大規模買付者の概要
- ② 大規模買付行為の目的等
- ③ 買付にかかわる対価および算定根拠
- ④ 買付資金の裏付け等概要
- ⑤ 買付完了後の経営方針および事業計画の詳細
- ⑥ 従業員への処遇方針
- ⑦ その他

当社取締役会は、これら情報を検討するとともに、必要に応じて追加情報の提供を求め、また代替案の提示のために必要な時間を提供するように求めることといたします。また、大規模買付行為があった事実、当社取締役会に提供された情報等は、当社株主の判断に供する必要があると認められる場合には、適切な手段・方法によりその全部または一部を開示するものいたします。

(4) 大規模買付行為の評価・検討

当社取締役会は、公正な外部専門家の助言・答申を受け、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、当該買付行為が当社株主全体の利益に与える影響などを評価・検討し、大規模買付者が必要な情報の提供を行った日より60日以内（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日以内（その他の買付行為の場合）に、取締役会としての意見を取りまとめて開示することといたします。なお、助言・答申を受ける外部専門家は、それぞれ当社とは利害関係を有しない独立した金融機関、弁護士、公認会計士、学者その他の有識者の中から、必要に応じて複数の専門家を選定するものいたします。

4. 対抗措置発動の条件

(1) 大規模買付ルールが遵守された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して大規模買付行為を行った場合には、当社取締役会は、原則として当該買付行為に対する対抗措置はとらないものいたします。ただし、当該買付行為に反対の場合には、反対意見を表明する、代替案を提示する等の方法を講ずることはあり得るものとし、特に当社の企業価値を著しく損なうと取締役会が判断する場合（下記①から⑤に該当する場合）には、多数の株主の利益を守るために必要な措置を講ずることがあります。この場合、当社取締役会は当該判断に至った理由等を開示するものいたします。

なお、大規模買付行為が当社の企業価値を著しく損なうか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆さまの意思を確認することができるものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。なお、大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、株主総会の決議に基づく対抗措置不発動の決議を行うまでは、大規模買付行為を開始することはできないものとします。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株式を買い占め、その株式について当社またはその関係者に対して高値で買取りを要求することを目的とすることが、客観的かつ合理的に推認される場合。
 - ② 当社を一時的に支配して、知的財産権、ノウハウ、その他の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現することを目的とすることが、客観的かつ合理的に推認される場合。
 - ③ 当社を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをするなど、当社の継続的發展を犠牲にして高いリターンを得ることを目的とすることが、客観的かつ合理的に推認される場合。
 - ④ 当社の資産を大規模買付者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的とすることが、客観的かつ合理的に推認される場合。
 - ⑤ その他、当社の利害関係者の利益を著しく不当に害することで大規模買付者が不当に利益を上げるスキームであることが、客観的かつ合理的に推認される場合。
- (2) 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。具体的にいかなる手段を講ずるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の概要は別紙に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の大規模買付者およびその共同保有者などに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

(3) 対抗措置発動の中止または撤回について

当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、対抗措置を発動するか否かの前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保・向上の観点から、発動した対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、対抗措置の発動に係る決議の中止もしくは撤回を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど、対抗措置をとることが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、次のとおり対抗措置発動を停止することができるものとします。

- ① 当該新株予約権の効力発生日までの間は、外部専門家の意見を最大限尊重したうえで、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ② 新株予約権の効力発生日以後においては、行使期間開始までの間は、外部専門家の意見を最大限尊重したうえで、当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、速やかな情報開示を行います。

5. 株主および投資家の皆さまに与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆さまが大規模買付行為に応ずるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆さまが代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆さまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応ずるか否かについて適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社の企業価値および当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆さまが適切な投資判断をされるうえでの前提となるものであり、当社株主および投資家の皆さまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆さまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆さまに与える影響等

大規模買付ルールの目的は、当社の経営に影響するような大規模買付行為に対して、当社の企業価値および当社株主全体の利益を保護するという観点から、多数の株主の皆さまに対して、当該買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要十分な情報を提供するとともに、他方、現に経営を担っている当社取締役会の意見を提供しようとするものでありますことから、大規模買付者に対して対抗措置を講ずる場合には、大規模買付者以外の株主および投資家の皆さまに不利益を与えることのないよう慎重に対応するものいたします。

なお、当社取締役会が4.(3)の当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日以降に当社株式の価値の希釈化が生ずることを前提に売買を行った株主および投資家の皆さまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(3) 当社取締役会が対抗措置の発動を決定した場合に株主の皆さまに必要なとなる手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権の無償割当てを行う場合、株主の皆さまには、新株予約権の行使により新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。また、別途公告する基準日までに株主名簿への記録等の手続きを完了していただく必要があります。

6. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期限は原則として取締役の任期に合わせるものとし、平成31年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。その後については取締役選任議案が上程される2年毎の定時株主総会において改めて定時株主総会の承認を得るものいたします。

当然のことながら、有効期間中といえども、当社の企業価値および当社株主全体の利益保護の観点から、必要がある場合には、本対応方針の内容を随時見直すことができるものとし、廃止および変更等についてその都度株主総会の承認を得ることといたします。

なお、法律の改正が実施される等、本対応方針の内容について緊急に改定する必要性が生ずる場合および事務手続に係る詳細部分の改定を必要とする場合には、取締役会において合理的な範囲内に限り必要事項の改定を行うことができるものとします。その場合、取締役会は当該改定内容および理由について遅滞なく開示するものとし、改定後最初に開催される株主総会において報告を行うものとします。

7. 本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社のこれまでの諸施策ならびに中期経営計画である“N・V・S7”は、当社の企業価値・株主共同の利益を組織的かつ持続的に向上させるための具体的施策として策定されたものであります。また、大規模買付ルールは、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入され、その内容において客観性・透明性が担保される工夫がなされたものであります。したがって、いずれも当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、1.に記載する基本方針に沿うものであります。

以 上

<別紙>

新株予約権の無償割当ての概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（払込みをなすべき額）は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使条件

当社取締役会において別途定めるものとする。なお、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者などが実質的に保有する本新株予約権については、行使を認めないこととする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

〈メ 毛 欄〉

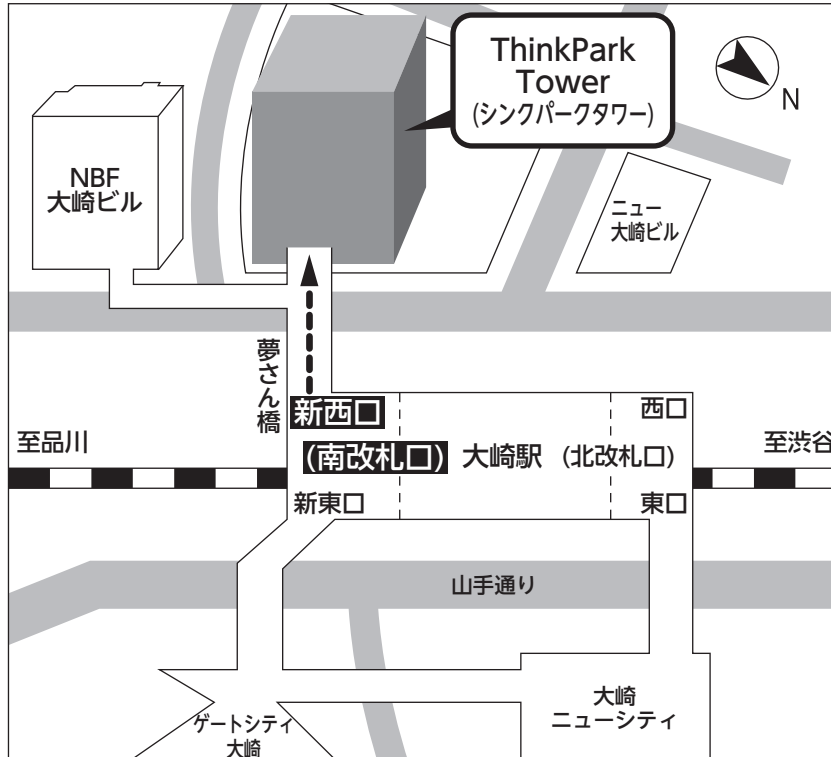
This image shows a single page of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, leaving small margins at the top and bottom. There is no handwriting or other markings on the paper.

〈メ 毛 欄〉

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内略図

会場：東京都品川区大崎二丁目1番1号
ThinkPark Tower (シンクパークタワー) 24階
日本バルカー工業株式会社 本社大会議室
電話 (03) 5434-7370



●交通機関

JR「大崎駅」南改札口、新西口直結 夢さん橋を通り徒歩2分
(JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン・りんかい線)

クールビズ スタイルでの株主総会開催について

株主総会当日、当社係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。